

(配布先)
支店長・副支店長
施工担当部署長、建設所長
副部長・副所長・統括工事長
工事長・工事主任・安全長・安全主任
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡(安-2022-31)
令和4年10月24日

関西支店安全総括責任者
野口 正博

墜落災害多発の異常事態からの脱却（緊急指示）

安全環境本部からの通達（別紙参照）により、墜落災害多発の異常事態からの脱却について緊急指示が発行されました。今年度は全国で上半期だけで墜落災害が9件（昨年同期比+5件）発生し、下半期に入っても2件の墜落災害が連続して発生しており、墜落災害が多発する異常事態と言わざるを得ません。

関西支店においても、1件の墜落災害と4件の転落災害を発生させており、その反省と危機感を先端作業員まで確実に共有すべく取り組んでいるところです。この活動を更に進化・強化させ、墜落・転落災害を撲滅させるために改めて、下記事項を実施するよう指示します。

記

1. 令和4年度関西支店安全衛生計画の重点施策を確実に展開し、その**厳格な評価**を毎月実施し、部署経由で安全環境部に報告すること。（重点施策展開表）
 - 1-1 墜落のおそれのある作業での災害防止対策は「**ダブルセーフティ**」を徹底する
 - 1-2 安全帯2丁掛けの正しい使用を**試行設備・体感教育**等で理解させ、フック掛け替え時の**100%使用**を徹底する
 - 1-3 安全帯適正使用に向けた、**ペナルティ制度**（注意→再教育→退場）の厳格運用及び**声掛け**（ほめる・指導する）・表彰等の意識高揚施策を実施する
 - 1-4 **可搬式作業台等の適正使用**に向けた全社ルールを再徹底する（「1メートルは1命取る」の再認識・デモンストレーション教育等）
2. 墜落のおそれのある作業を漏れなく抽出し、当日の**作業指示書にわかりやすく表記（◎表記）**したうえで、具体的に的確な安全指示事項を当社から先端作業員に**確実に伝達**すること。
3. 統括安全衛生責任者は、安衛法第30条に定められた**作業所巡視**を三現主義を基本として行い、現地の作業状況を的確にフォローし、必要な措置を講じ、その記録を**安全環境日誌に残す**こと。
4. 取引業者（1次、2次以下全次数業者）は自社の作業で墜落のおそれがある場合は、積極的に**作業所パトロール**を実施し、先端作業員に安全に対する感受性向上と不安全行動撲滅を目的とした「**声掛け**」を実施し、パトロール結果を**記録に残す**こと。

以 上

全社において 今期発生した墜落災害

< 墜落災害一覧表（休業4日以上） >

No.	被災情報				発生状況
	発生日	職種	年齢	休業	
1	5/13	鳶工	28	21	2階鉄骨柱建方中の鳶工が、遠隔操作吊り治具(コラムロック)を外すことができなかつたため、仮設はしごを利用し安全带未使用で玉掛を外しに行こうとした際、手足を滑らせ水平ネットの隙間から下階の耐風梁に落下し、さらに1階床コンクリート面に計 7.5m 墜落し、顎を骨折した。
2	5/24	鳶工	55	90	PC梁取付後、安全ブロックのある仮設はしごを使用せず、耐震壁鉄筋をつたって下りようとした際、足を踏み外し、高さ 3.06m 墜落し、頸椎を脱臼骨折した。
3	6/3	鳶工	45	30	鉄骨階段取付作業において、階段受け梁に右足をかけ身を乗り出した際に足を滑らせ、高さ 4m 墜落し、肋骨骨折、肺気胸を負った。
4	6/29	注入工	50	120	鋼管杭(直径1.0m)を施工後の片付け作業中に、誤って杭開口養生蓋(ズレ止め付き鋼板:重さ約47kg)を持ち上げた際に、鋼管杭の中に約 3.5m 墜落し、右腕および左脛を骨折した。
5	10/5	土工	63	90	補強土壁天端付近に置いてあった安全帯に足を引っ掛けてしまいバランスを崩して約 4.8m 墜落し、頸椎を骨折した。
6	10/10	鳶工	32	90	床端部(手すりの外側)でのコンクリート打設準備作業が終わり、手すりの内側に戻ろうとしていた時、誤って約 4.7m 墜落し、骨盤を骨折した。

< 墜落災害一覧表（不休、一人親方等） >

No.	被災情報				発生状況
	発生日	職種	年齢	休業	
1	7/21	型枠大工	70	0	型枠大工が、基礎地盤上にはしごを使用して降りるため地足場通路を通行中、対面から他の作業員が来たため、慌てて中棧の無いはしご渡り部分に身をよけた際、足を踏み外して、手摺に捕まりながら約 2.1m 下の基礎地盤に墜落し胸部を打撲した。(不休)
2	7/25	鳶工	25	90	深さ5.5mの水槽上に設置した仮設屋根の骨組みを解体しようと安全带未使用で開口部養生の手摺り上に登り、バランスを崩して水槽内に 6.5m 墜落した。(一人親方)
3	7/30	鳶工	47	0	9F屋上階スラブコンクリート上で塔屋階の外部足場(3段+手摺)組立中、建枠2段目の作業床より3段目の建枠を設置後そのまま4段目の建枠をさした際にバランスを崩して右半身から 3.6m 墜落し、右肘・右足を挫傷した。(不休)
4	8/26	鳶工	29	0	免震階RC基礎上で1節鉄骨柱の建方を行っていた鳶工が、玉掛を取り外すために柱付属の大梁フランジ(上側)を掴み、フランジ上によじ登ろうとして手を滑らせ、地盤上まで 4.8m 墜落し左足首を打撲した。(不休)
5	9/6	鳶工	50	120	屋根のケラバ金物取付に伴う外部足場の足場繋ぎ(単管パイプ+クランプ固定)の盛替作業中、外部足場からぶどう棚下地の上へ移動して壁つなぎを間柱に盛り替えた後、再び外部足場へ戻ろうとした時、足を踏み外して1F床面に 6.8m 墜落し、背骨等を骨折した。(事業主)

No	年度No.	発生年月日	被災者年齢者	職種	事故の型式	災害発生状況	実休業日数
1	22010	2022/6/21	24	左官工	転落	外壁の吹付け下地補修（セパ埋め）のため、立馬の使用する際、手掛かり棒のロック状態を確認せずに昇降した。4段目に足をかけた際に手掛かり棒を左手でつかんだ（右手には道具を持っていた）際に手掛かり棒が自分の方へ倒れてきて態勢を崩し後方へ転び後頭部を床にぶつけた	27
2	22011	2022/6/23	49	土工（オペレータ-）	転落	被災者が重機（バックホ-0.45）から降りる際にキヤタピラーの上で足を滑らせ転落した。（右足、右膝打撲の疑い）	0
3	22013	2022/6/27	53	鉄筋工	転落	枠組足場2段目で壁の配筋作業中、墜落制止用器具（フルハーネス）を枠に掛けてブレースの間から身を乗り出して、結束作業を行っていたところ1.9mの高さから転落。床から立ち上がったところ1.9mの高さが右足膝下裏側に2cm程度刺さった。	0
4	22020	2022/7/30	47	鳶工	墜落	塔屋階の外部足場（3段+手摺）組立中、建枠2段目の作業床より3段目の建枠を設置後、2段目床上から4段目の建枠をさした際にバランスを崩して右半身から転落した。（高さ3.6m）	0
5	22030	2022/8/27	58	内装工（ボード工）	転落	可搬式作業台（H=920mm）上で、ボード貼り（ハット目地の取り付け）の作業が終わったとき、可搬式作業台から降りようと振り返り、後ずさりしようとした際、左足を天板から踏み外し転落した。左肘及び左手首 打撲	0

関西支店で発生した墜落・転落災害

令和4年度（2022年度）	作成年月日 2022年2月22日		承認年月日 2022年2月25日		
	改正年月日	記事	承認者	確認者	作成者
関西支店安全衛生計画			部門長	安全管理総括責任者	安全環境部長
			済	済	済
	※青文字は関西支店独自の事項。具体策は動詞とした。				

方針
組織と個人が、働く人の生命と健康を守ることを最優先する
『安全文化』の定着を推進する
～『基本に忠実な安全管理』を実践して労働災害を防止する～
目標
□ 死亡・重篤災害・公衆災害・火災・ インフラ損傷事故 “ゼロ”
□ 度数率 0.57 以下（休業災害 5件 以下）
全社安全スローガン
『潜む危険に ダブルの対策 手順を守って 安全作業』

重点施策（墜落制止用器具を安全帯と読み替える）	
<p>ゼロ災を達成するための行動規範 全員が当事者意識を持ち、「事故・災害を絶対に起こさない」という強い気持ち」を堅持し、「ダブルセーフティ」を基本に、密なコミュニケーションのもと、PDCAをしっかりと回す 「当たり前の事を確実に行う 基本に忠実な安全管理」を行うための具体策を定め展開する</p> <p>P：ライン・スタッフ及び実作業員によるリスク評価で起こりうる災害・事故を特定し、安全を先取りした実現可能な作業計画と作業手順を定める D：過去の災害事例により事故・災害の危機感を共有し、作業計画と作業手順を第一線の作業員まで周知・徹底し、チームワークで安全を確保する C：事業主・職長、作業所、ライン、スタッフ、部門幹部等全ての階層による三現主義に基づいた巡視・点検を愚直に実施する A：「黙認しない・見落とさない・妥協しない」という強い気持ちで「声掛け是正」を徹底する</p>	
1	<p>墜落・転落災害の撲滅</p> <p>1-1 墜落のおそれのある作業での災害防止対策は「ダブルセーフティ」を徹底する 1-2 安全帯2丁掛けの正しい使用を試行設備・体感教育等で理解させ、フック掛け替え時の100%使用を徹底する 1-3 安全帯適正使用に向けた、ペナルティ制度（注意→再教育→退場）の厳格運用及び声掛け（ほめる・指導する）・表彰等の意識高揚施策を実施する 1-4 可搬式作業台等の適正使用に向けた全社ルールを再徹底する（「1メートルは一命取る」の再認識・デモンストレーション教育等）</p>
2	<p>建設機械・クレーン関連災害の撲滅</p> <p>2-1 クレーン揚重計画書の作成及び実作業における玉掛け状態の確認と吊荷下の人払いを徹底する（警笛、退避確認後の旋回、3・3・3運動等） 2-2 移動式クレーン・三点式重機の転倒防止対策を徹底する（技術・安全スタッフを交えた計画・管理、バックモニターの装備・シフトレバーロック、移動式クレーンオペレーター十則、オペレーターの安全意識喚起表示板の掲示等） 2-3 車両を含む建設機械との接触防止対策を徹底する（逸走防止措置、立入禁止表示、パーゲーター運動、クラクション合図、監視、誘導、重機オペレーター十一則、車両系建設機械のルール徹底看板の掲示等） 2-4 機械の回転部や駆動部によるはさまれ・巻き込まれ防止対策を徹底する（ベルトコンベアー等稼働部への立入禁止措置、点検・修理等における主電源OFF等）</p>
3	<p>倒壊・崩壊災害の撲滅</p> <p>3-1 型枠支保工崩壊防止対策を徹底する（型枠支保工計画図と現地の照合及び資材仮置き・コンクリート打設前点検の三現主義による実施） 3-2 トンネル切羽及び地山の状況に応じた作業計画の作成及び掘削中・掘削後の安定状況の確認を徹底する</p>
4	<p>公衆災害、インフラ損傷事故、火災の撲滅</p> <p>4-1 深刻なインフラ損傷事故のリスクがある作業所のリスト化、インフラ責任者及び現地管理者の任命及び組織的な二重三重の管理体制（調査・試掘・見える化・監視）を徹底する 4-2 改修工事等における「火なし工法」採用、及び新設工事における発泡ウレタン等可燃物の施工前に溶接・溶断等火気使用作業を終了させる工程管理の徹底</p>
5	<p>石綿関連不具合の撲滅</p> <p>5-1 石綿含有建材を使用した建築物・工作物の解体・改修工事への部門スタッフによる着工前時点での参画・フォロー及び事前調査原本又はデータ確認による不具合未然防止を徹底する 5-2 事前調査届出（記録保存含）・計画書届出（レベル1、2）・報告（発注者への事前説明・作業結果報告等）に関する行政及び発注者への適正な対応を徹底する 5-3 石綿調査者資格取得推進により管理体制を強化する</p>

<p>□ 継続推進事項（中長期の課題解決に向けた継続的な取り組み）</p> <p>I 安全意識・危険に対する感性の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全施策を展開するためのあるべき姿勢や心構えを「見える化」して共有し、高い安全意識を醸成する 「見える化」活動を通して危険を見抜く力、危険を分かり易く伝える力を養成する 部門独自の施策（災害事例（CG動画等）による教育、手書きスケッチによる周知等）を展開する 墜落・転落災害等の事例・デモンストレーション等を活用した体感教育・訓練を実施する <p>II サプライチェーンの強化（取引業者の自主管理能力向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引業者経営層（二次以降を含む）のリスク管理能力向上に対する支援を行う （研修・一次業者との合同巡回の実施等） 次世代の職長（二次以降を含む）の育成に対する支援を行う 作業員のグローバル化、高齢化への対応を行う <p>III 新規参入の取引業者、建設業新規従事作業員への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規参入の取引業者、建設業新規従事作業員等初めて当社に入場する作業員の把握と指導を行う 「送出し安全教育トレーナー制度（定時型送出し教育）」を更に充実させる 危険・ルールの「見える化」徹底により、それらを認識し易い作業環境を整備する <p>IV 災害防止のための技術開発（先端技術等を含む）及びそれらを活用した災害防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害防止のための技術開発（ICT、AI、ロボット、センシング技術等を含む）及びその好事例・情報を共有・展開し、活用を推進する 実機とVRを活用した体感教育を推進する <p>V 健康の保持増進と働きやすい職場環境の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引業者社員・作業員の健康保持増進とストレスのない職場環境の形成する 呼吸器系及び健康障害の労働災害防止対策を推進する （酸素欠乏症・一酸化炭素中毒・有機溶剤や特定化学物質中毒・熱中症予防対策等の実施） 	<p>□ 日常推進事項</p> <p>I 作業変更時 及び 臨時的作業時（修理・点検・確認等）の災害防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 予定外作業の禁止及び作業手順を変更する場合（自然災害への対応時を含む）並びに臨時的作業（修理・点検・確認等）を行う場合のルール（一旦作業中止、変更手順の確認、関係者への周知、及び変更後の作業の安全確認）厳守を徹底する <p>II 従業員教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 階層別教育による危機管理能力及び統括安全衛生管理能力の向上、技術系派遣社員教育による権限と責任の周知及び安全管理能力の向上を行う 統責者による「現場所長安全宣言」の掲示と「安全の見える化」を実施する <p>III 健康障害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> 有機溶剤・酸素欠乏空気・一酸化炭素等による中毒、感電、粉じん及び石綿等による健康障害予防対策（化学物質取扱い時のリスクアセスメント、当社担当者の資格取得を含む）を実施する アーク溶接作業における特定化学物質作業主任者の選任等、法改正への適切な対応を行う 保護メガネ・防じんマスク・防毒マスク等の使用に関する指導とシールド付ヘルメット・切創防止手袋・防振手袋・踏み抜き防止板等の使用を推進する 熱中症警戒アラート等により把握した熱中症リスクの程度に応じた予防対策の実施、及び空調服・バイタルセンサー等の熱中症対策グッズの活用を推進する <p>IV 当社と取引業者の役割と責任を明確にした取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 「作業主任者」「安全衛生責任者」の役割の明確化と職務遂行のフォローを行う 外国人労働者を送り出す取引業者への安全管理及び日本語理解度テストの実施を指導する 「声掛け運動」の推進、「指差呼称」「一人KY」への声掛け指導及び「作業所で定める一人作業禁止」を徹底する 健康診断の結果（既往症の有無）及び高齢層（概ね60歳以上）に配慮した作業配置、エイジフレンドリーな職場づくりを推進する 労災隠しの撲滅のため、労災報告義務の再確認と周知徹底及び取引業者が当社へ報告しやすいく職場環境づくりを推進する 積載型トラッククレーンのブーム接触防止対策（ブーム末格納インターロック機構又は警報装置の装備等）を推進する <p>V 台風や豪雨に対する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 「作業所着工前の風水害等への対応基準」の遵守及び台風・集中豪雨等の気象情報に基づく予防対策の実施と人命第一の対応をする <p>VI ペナルティ制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 『ペナルティ制度』（安全帯未使用、移動式クレーン安全装置解除キー管理、車両系建設機械のストリングキー、重機・ダンプ等前後進時の合図（やむを得ない場合は代替措置）、解体改修工事における幹線盛替時ルール）の部門運用ルールの周知と厳格公正な運用を行う 	
<p>□ 全社統一運動</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国安全週間準備月間（6/1～6/30） 全国安全週間（7/1～7/7） 全国労働衛生週間準備月間（9/1～9/30） 全国労働衛生週間（10/1～10/7） 年末年始労働災害防止強調運動（12/1～1/15） 年度末労働災害防止強調運動（3/1～3/31） 	<ul style="list-style-type: none"> 火災予防運動（3/1～3/7）（11/9～11/15） 全国交通安全運動（4/6～4/15）（9/21～9/30） インフラ損傷事故防止強調週間（5月、11月） 安全帯点検週間（8月、2月） 	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症予防期間（準備期間、4月） 取組み期間、5月～9月 重点取組期間、7月～8月） 電気使用安全月間（8/1～8/31） 厚生労働省、都道府県労働局で実施される運動の積極的な展開 その他、災害発生状況等の実態に即して強調運動を実施する

◆評価基準 ⇒ 5:完璧に実施 4:おおよそ実施 3:半分くらい実施 2:少し実施 1:実施していない

重点施策	管理項目	評価項目 ※青文字は関西支店独自の事項	評価指標		年度目標			
			評価者		上期	下期		
<p>■ ゼロ災を達成するための行動規範 全員が当事者意識を持ち、「事故・災害を絶対に起こさない」という強い気持ち」を堅持し、「ダブルセーフティ」を基本に、密なコミュニケーションのもと、PDCAをしっかりと回す 「当たり前の事を確実に行う 基本に忠実な安全管理」を行うための具体策を定め展開する P: ライン・スタッフ及び実業者によるリスク評価で起こりうる災害・事故を特定し、安全を先取りした実現可能な作業計画と作業手順を定める D: 過去の災害事例により事故・災害の危機感を共有し、作業計画と作業手順を第一線の作業員まで周知・徹底し、チームワークで安全を確保する C: 事業主・職長、作業所、ライン、スタッフ、部門幹部等全ての階層による三現主義に基づいた巡視・点検を愚直に実施する A: 「黙認しない・見落とさない・妥協しない」という強い気持ちで「声掛けは正」を徹底する</p>			<p>◇半期毎に、好事例等を安全環境本部へ報告</p>		5段階評価	※統責者が評価し、部署長・副部長・副所長・安全長等・安全環境部が確認する	上期	下期
1 墜落・転落災害の撲滅 (墜落制止用器具を「安全带」と表記する)								
1-1 墜落のおそれのある作業での災害防止対策は「ダブルセーフティ」を徹底する	・作業計画・作業手順の作成状況 ・現場の実施状況	・安全な作業状態・ダブルセーフティをA4スケッチ等の手順書を用いて作業着手前打合せ等で確認・フォローしている ・部署・部門・幹部巡回点検時等に当該手順書と現場の合致(予実一致)が確認されている ・仮設設備は業者と打ち合わせの上で計画的に適切に設置し、 変更は専門工事業者(セ工)にて実施している ・トピック・テッスル等の仮設設備や立ち馬・作業台等の簡易足場を適正に使用している	5・4・3・2・1	統責者	平均 4.5	平均 4.5		
1-2 安全带2丁掛けの正しい使用を試行設備・体感教育等で理解させ、フック掛け替え時の100%使用を徹底する	・試行設備・体感教育等の実施状況 ・2丁掛け安全帯の適正な使用状況	・2丁掛け安全帯試行設備・体感教育等を実施している ・2丁掛け安全帯を使用する作業を特定し、作業員に周知・徹底し、使用状況を確認している	5・4・3・2・1	統責者	平均 4.5	平均 4.5		
1-3 安全带適正使用に向けた、ペナルティ制度(注意→再教育→退場)の厳格運用及び声掛け(ほめる・指導する)・表彰等の意識高揚施策を実施する	・ペナルティ制度の運用状況 ・意識高揚施策及び事業主による教育・指導の実施状況	・安全带未使用のペナルティ制度を厳格に運用している ・声掛け(ほめる・指導する)・表彰等の意識高揚施策を実施している ・事業主による教育・指導の実施状況を確認し、十分でない場合は事業主に対して教育の支援を行って	5・4・3・2・2	統責者	平均 4.5	平均 4.5		
1-4 可搬式作業台等の適正使用に向けた全社ルールを再徹底する(「1メートルは一命取る」の再認識・デモンストレーション教育等)	・作業所における実技体験教育の実施 ・全社ルールの再徹底	・朝礼又は周知会時、実技体験を実施している ・可搬式作業台の全社ルールを実行している	5・4・3・2・2	統責者	平均 4.5	平均 4.5		
2 建設機械・クレーン関連災害の撲滅								
2-1 クレーン揚重計画書の作成及び実作業における玉掛け状態の確認と吊荷下の人払いを徹底する(警笛、退避確認後の旋回、3・3・3運動等)	・揚重計画の策定状況、玉掛け状態の確認と吊荷下の人払いの徹底状況	・クレーン定格総荷重 80%未満 での作業計画が作成され、関係作業員へ周知され、実施されている(定格総荷重×フック重量)×80%≧吊荷総重量 ・警笛、退避確認後の旋回と3・3・3運動を実施している	5・4・3・2・1	統責者	平均 4.5	平均 4.5		
2-2 移動式クレーン・三点式重機の転倒防止対策を徹底する(技術・安全スタッフを交えた計画・管理、バックモニターの装備・シフトレバーロック、移動式クレーンオペレーター十則、オペレーターの安全意識喚起表示板の掲示等)	・作業計画・作業手順の作成・実施状況	・技術・安全スタッフが関与した作業計画・作業手順が作成され、関係作業員へ周知され、実施されている ・ 三点式重機転倒災害防止対策を明記した作業計画・仮設設備計画・作業手順が作成され、関係作業員へ周知され、実施されている ・クローラークレーンのバックモニター・シフトレバーロック等が周知、徹底されている	5・4・3・2・1	統責者	平均 4.5	平均 4.5		
2-3 車両を含む建設機械との接触防止対策を徹底する(逸走防止措置、立入禁止表示、バーガー運動、クラクション合図、監視、誘導、 重機オペレーター十一則 、車両系建設機械のルール徹底看板の掲示等)	・逸走防止措置、立入禁止表示、バーガー運動、クラクション合図、監視、誘導、 重機オペレーター十一則 、車両系建設機械のルール徹底看板の掲示等の実施状況	・立入禁止表示、バーガー運動、クラクション合図、監視、誘導、車両系建設機械のルール徹底看板の掲示を実施している ・オペレータ離席時のキーの抜き取り、逸走防止措置が周知、徹底されている ・ オペレーター十一則が周知、徹底されている	5・4・3・2・2	統責者	平均 4.5	平均 4.5		
2-4 機械の回転部や駆動部によるはさまれ・巻き込まれ防止対策を徹底する(ベルトコンベアー等稼働部への立入禁止措置、点検・修理等における主電源OFF等)	・ベルトコンベアー等稼働部への立入禁止措置実施状況 ・点検・修理・盛替等における主電源OFF実施状況 ・作業計画・作業手順の作成・実施状況	・ベルトコンベアー等稼働部への立入禁止措置等を実施している ・点検・修理・盛替等における主電源OFFを徹底している ・挟まれ・巻き込まれ災害防止を踏まえた作業計画・仮設設備計画・作業手順が作成されている	5・4・3・2・2	統責者	平均 4.5	平均 4.5		
3 倒壊・崩壊災害の撲滅								
3-1 型枠支保工崩壊防止対策を徹底する(型枠支保工計画図と現地の照合及び資材仮置き・コンクリート打設前点検の三現主義による実施)	・型枠支保工計算書、計画図の作成状況 ・資材仮置き計画とルールの周知状況 ・型枠計画図と現地照合の実施状況 ・コンクリート打設前点検の実施状況	・型枠支保工計算書および計画図が作成されている ・スラブ型枠の資材仮置き計画に基づくルールが定められ、全員に周知されている ・型枠計画図通りに現地の型枠支保工が施工されている(予実一致) ・コンクリート打設前点検が実施され、記録が残されている	5・4・3・2・1	統責者	平均 4.5	平均 4.5		
3-2 トンネル切羽及び地山の状況に応じた作業計画の作成及び掘削中・掘削後の安定状況の確認を徹底する	・地質に応じた最適な掘削計画と肌落ち対策の実施状況 ・掘削中の地山状況に応じた計画の見直し	・土木技術本部や経験者を交えた検討会が実施され、地山の状況に応じた掘削計画の作成、補助工法の選定が行われている ・実際の地山の状況に応じた掘削計画の見直しや補助工法の追加が行われている	5・4・3・2・1	統責者	平均 4.5	平均 4.5		
4 公衆災害、インフラ損傷事故、火災の撲滅								
4-1 深刻なインフラ損傷事故のリスクがある作業所のリスト化、インフラ責任者及び現地管理者の任命及び組織的な二重三重の管理体制(調査・試掘・見える化・監視)を徹底する	・事前調査、試掘、現地への表示、作業手順に基づく作業の監視状況	・事前調査・試掘が確実に実施され、現地への表示が維持管理され、作業手順に基づく作業の監視が実施されている。	5・4・3・2・1	統責者	平均 4.5	平均 4.5		
4-2 改修工事等における「火なし工法」採用、及び新設工事における発泡ウレタン等可燃物の施工前に溶接・溶断等火気使用作業を終了させる工程管理の徹底	・「火なし工法」実施状況 ・工程管理の実施状況	・改修工事及び既設取合部では「火なし工法」が採用されている ・発泡ウレタン等可燃物の施工前に溶接・溶断等火気使用作業を終了させる工程管理が適切に実施されている	5・4・3・2・1	統責者	平均 4.5	平均 4.5		
5 石綿関連不具合の撲滅								
5-1 石綿含有建材を使用した建築物・工作物の解体・改修工事への部門スタッフによる着工前時点での参画・フォロー及び事前調査原本又はデータ確認による不具合未然防止を徹底する	・不具合未然防止の実施状況	・部門スタッフによる着工前検討会等への参画・フォローがされている ・事前調査原本確認を実施している	5・4・3・2・1	統責者	平均 4.5	平均 4.5		
5-2 事前調査届出(記録保存含)・計画書届出(レベル1, 2)・報告(発注者への事前説明・作業結果報告等)に関する行政及び発注者への適正な対応を徹底する	・事前調査・計画書届出・報告に関する適正な対応の実施状況	・事前調査・計画書届出・報告に関する適正な対応が実施されている	5・4・3・2・1	統責者	平均 4.5	平均 4.5		
5-3 石綿調査者資格取得推進により管理体制を強化する	・石綿調査者資格の取得状況	・部署内において適正な管理状況になるようフォローする ・部門で計画している石綿調査者有資格者が育成されている	5・4・3・2・1	統責者	平均 4.5	平均 4.5		